

■ 長期優良住宅に係る小屋裏点検口の設置の取扱いは次のとおりです。

バルコニー又は下屋について、下部が建築基準法の床面積に算入されるなど屋根と解されるもので、小屋裏空間がある場合は小屋裏点検口(*)の設置を必要とする。

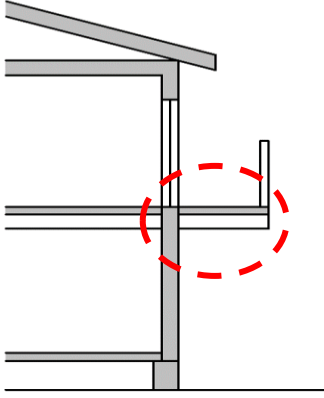
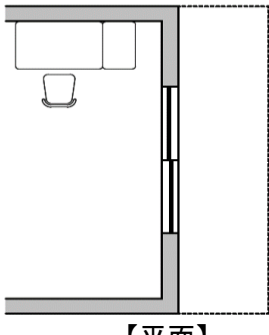
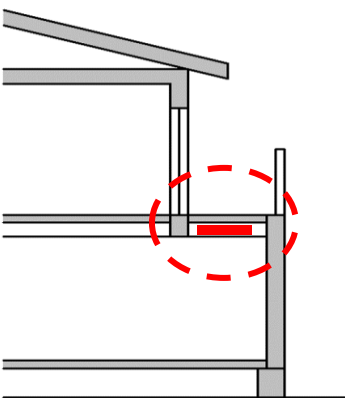
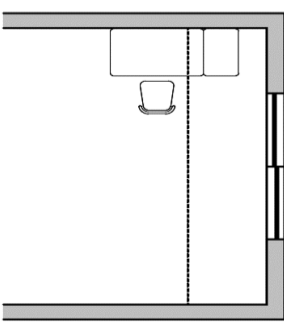
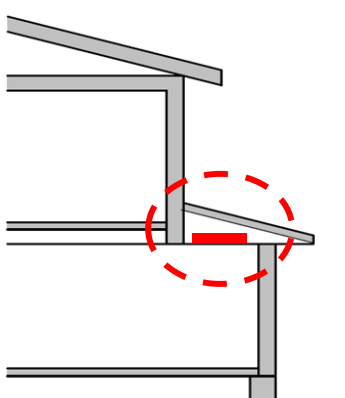
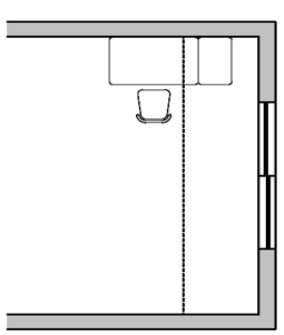
(*) 小屋裏空間の高さが低く小屋裏点検口を設置しても目視による点検が出来ない場合は、ファイバースコープ等による点検とすることが出来ることとします。

- ※ 本通知の適用にあたっては、令和3年4月1日以降に受付した新規の認定申請を対象とします。ただし、登録住宅性能評価機関等の適合証が添付されている場合は適合日が当該日以降であるものを対象とします。
- ※ 本取扱いは三重県所管のものを対象としており、県内の他所管行政庁とは異なる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 詳細は参考図をご覧ください。(あくまで参考図のため、これを持って判断をしかねる場合は、個々の事例に則して審査を行いますので、下表の申請窓口へお問い合わせをお願いします。)

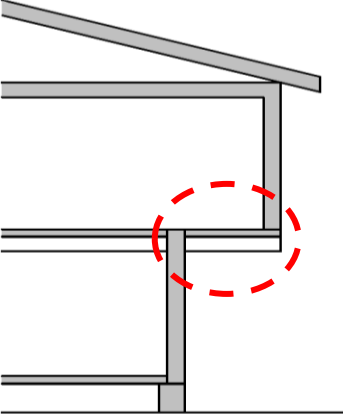
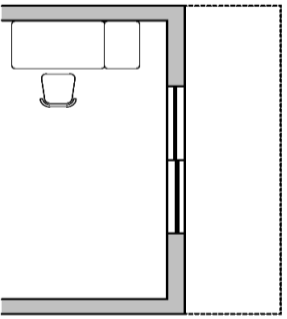
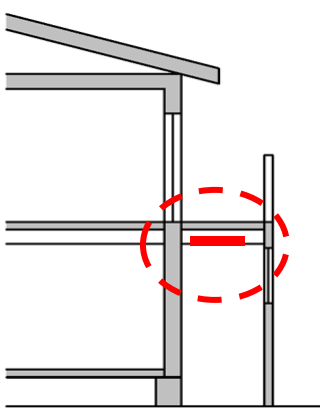
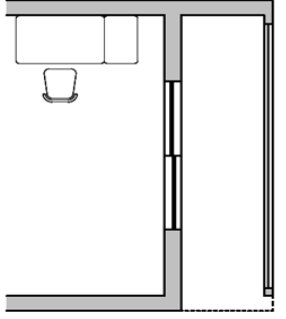
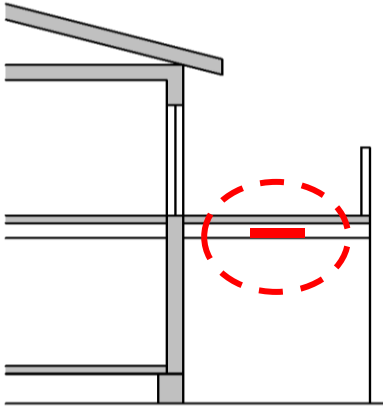
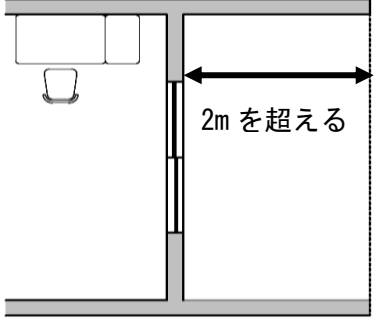
建設地の所在地	申請窓口	電話番号
・いなべ市 ・木曾岬町 ・東員町	桑名建設事務所 建築開発室 〒511-8567 桑名市中央町 5-71	(電話)0594-24-3667 (FAX)0594-24-3696
・※亀山市 ・菰野町 ・朝日町 ・川越町	四日市建設事務所 建築開発室 〒510-8511 四日市市新正 4-21-5	(電話)059-352-0684 (FAX)059-352-0666
・多気町 ・明和町 ・大台町	松阪建設事務所 建築開発課 〒515-0011 松阪市高町 138	(電話)0598-50-0587 (FAX)0598-50-0624
・伊勢市 ・玉城町 ・度会町 ・南伊勢町・大紀町	伊勢建設事務所 建築開発室 〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	(電話)0596-27-5210 (FAX)0596-275256
・鳥羽市 ・志摩市	志摩建設事務所 建築開発課 〒517-0501 志摩市阿児町鶴方 3098-9	(電話)0599-43-9651 (FAX)0599-43-1353
・※伊賀市 ・※名張市	伊賀建設事務所 建築開発室 〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	(電話)0595-24-8239 (FAX)0595-24-8241
・尾鷲市 ・紀北町	尾鷲建設事務所 建築開発課 〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1	(電話)0597-23-3546 (FAX)0597-23-2576
・熊野市 ・御浜町 ・紀宝町	熊野建設事務所 建築開発課 〒519-4393 熊野市井戸町 371	(電話)0597-89-6148 (FAX)0597-89-6152

- ※ 亀山市、伊賀市、名張市の住宅で建築基準法第6条第1項第4号に該当するもの(43条但し書き許可等、県が許可したものは除く)については、各市の担当窓口申請してください。

小屋裏点検口の設置の要否

	① 跳ね出しバルコニー直下	② ルーフバルコニー直下	③ 下屋の直下
例	 <p>【断面】</p>  <p>【平面】</p>	 	 
要否	不要	必要(*2)	必要(*2)
判断理由	バルコニー下部が外気に有効に開放され(*1)、屋内的用途でない場合は、屋根に該当しないと解し小屋裏点検口を不要とする。ただし、例⑤⑥に該当する場合はこの限りでない。	バルコニー下部が屋内となる場合は、バルコニーは屋根に該当すると解し、小屋裏空間がある場合は小屋裏点検口を必要とする。	下屋下部が屋内となる場合は、下屋は屋根に該当すると解し、小屋裏空間がある場合は小屋裏点検口を必要とする。

小屋裏点検口の設置の要否

	④外気に接する床の直下	⑤バルコニー周長の相当部分が壁の場合	⑥バルコニーの奥行が2mを超える場合
例	 <p>【断面】</p>  <p>【平面】</p>	 	 <p>2mを超える</p> 
要否	不要	必要	必要
判断理由	外気に接する床は、外気に有効に開放されている、屋内的用途でないなどに関わらず、屋根でないと解し小屋裏点検口を不要とする。	バルコニー下部が外気に有効に開放されていない場合(*1)、バルコニーは屋根と解し、小屋裏空間がある場合は小屋裏点検口を必要とする。	バルコニー下部が外気に有効に開放されているが(*1)、下部空間に床面積が発生している場合、バルコニーは屋根と解し、小屋裏空間がある場合は小屋裏点検口を必要とする。

小屋裏点検口の設置の要否

- (*1) 外気に有効に開放されているかの判断については、建築基準法の床面積の算定における取扱いと同様とする。
- (*2) 特に、下屋及びバルコニーの小屋裏空間については、小屋裏点検口を設置しても目視による点検が困難な場合が多いため、その場合は、代替え措置としてファイバースコープ等で点検することとしてもよい。